

東京学芸大学基金海外短期プログラム等支援事業審査基準

本審査基準は、東京学芸大学基金海外短期プログラム等支援事業募集要項「2 対象となるプログラム(2)」の「国際戦略推進本部が認める海外留学」として、本事業目的に合致するプログラムであるかどうかの審査のための基準を定めるものである。

なお、本審査基準によりがたい場合は、国際戦略推進本部による審議を経て、国際戦略推進本部長が決定する。

(審査の前提となる事項)

- 1 支援事業の実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、年度毎に1,000万円を上限として行うものとする。
- 2 本事業は、東京学芸大学基金を活用して行われるものであることから、事業の目的を達成するためのより効果的な支援の在り方となるよう必要に応じて見直しを図るものとする。
- 3 本事業の実施が寄附金により行われていることを申請者が十分に理解するための方策を講ずることに留意し、必要に応じて採択者の成果を学内説明会等に発表・紹介したり還元するなど事業目的を達するための措置を講ずるものとする。
- 4 対象となるプログラムについては、日本学生支援機構の実施する海外留学支援制度など外部の支援制度への申請を推奨する。

(審査基準)

- 1 プログラムの内容等について
 - ① 諸外国において実施される派遣プログラムのうち、5日以上(往復の渡航に係る期間を含まない)1年以内のプログラムであること。
 - *8日未満のプログラムの場合は、支援対象区分別の支援額の2割を減じた額とするが、原則として8日以上(往復の渡航に係る期間を含まない)が望ましい。
 - ② グローバル化に基づく教育課題に対応する教員、教育支援者となるための経験となりうるプログラムであること。
 - ③ 交換留学などさらなる派遣留学に繋がることが期待されることや語学学習のモチベーションアップに繋がるプログラムであること。
 - *国内でも実施可能と思われる語学研修や単なる観光を目的としたプログラム・研修旅行など教育的な効果影響が期待されないと考えられるものは対象としない。
 - ④ 正課の授業等の出席に著しく支障が生じるなど当該学生の学習計画に影響がないプログラムであること。
 - ⑤ 個人的な集会等への参加(ボランティア活動全般含む)のみを目的としたプログラムは対象としない。

2 プログラムの安全管理等について

- ① 本学の認定プログラム若しくは本学教職員が直接関与していない場合は、プログラム主催者が公的機関若しくは当該プログラム実施実績を十分に有していること。
- ② 危機管理上の措置が十分に講じられたプログラムであること。
- ③ 本学とプログラム主催者の間で渡航期間中の安否確認が行いうるなど本学での状況把握方法が明確であること。

* 旅行業法上の募集型企画旅行であっても、在籍する大学から派遣留学への推奨に基づいて海外短期プログラムへの参加が行われているものであり、経費的支援を大学が行っていることから、参加者の安全確保や渡航中の安否状況把握への道義的責任を果たすためにも十分な危機管理対応が可能なプログラムのみを対象とする。

- ④ 事前に保護者等の了解が十分に得られていること。
- ⑤ 海外留学保険等の加入などプログラムに付随する危機管理体制が見込まれること。